



大阪府路線バス・タクシー事業者 燃料費高騰対策事業補助金（燃料費）のご案内

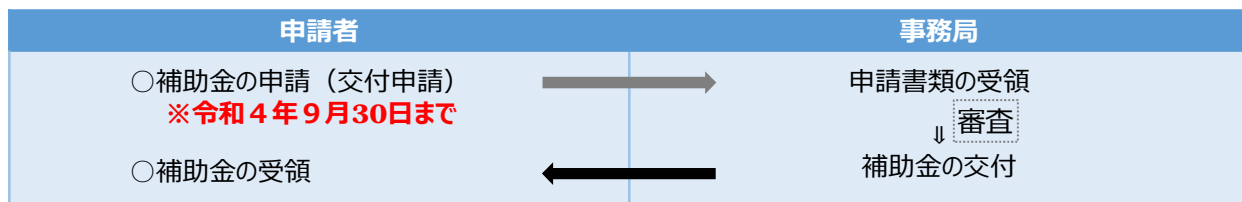


大阪府では、新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける公共交通事業者（路線バス・タクシー事業者）に対し、燃料費に係る補助金を交付します。

補助対象事業者	大阪府内に事務所又は営業所を有する 路線バス事業者 ※ ¹ または タクシー事業者 ※ ² （法人、個人） ※ ¹ … 道路運送法第3条第9号イに規定する『一般乗合旅客自動車運送事業』を経営する者（ただし、「定期観光運送」のみを行う者を除く） ※ ² … 道路運送法第3条第1号ハに規定する『一般乗用旅客自動車運送事業』を経営する者	
補助対象車両	以下のすべてを満たす車両 ● 路線バス事業 又は タクシー事業 の用に供されるもの ● 大阪府の区域内に所在する営業所に配置されているもの ● 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が府の区域内となっているもの	
補助金額	路線バス事業者 バス1台あたり 53,000円	タクシー事業者 タクシー1台あたり 14,000円
申請受付期間	令和4年7月15日(金曜日) から 令和4年9月30日(金曜日) まで	

<申請の流れ>

- ・申請は事業者毎に行ってください。（1事業者1回限り）
- ・複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。



<申請方法>

- ・パソコン、スマートフォンで申請いただけます。下記、大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください、大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。
- ・速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。
- ・オンライン申請の場合、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。

大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金（燃料費）ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukeikaku/taiyanenryou/index.html>



- ※郵送による申請も可能です。府ホームページより申請書類を印刷して申請してください。レターバックライトによる郵送のみ受け付けております（提出期限は締切日当日消印有効です。）。詳細は府ホームページをご確認ください。
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

お問い合わせ先

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課

メール：nenryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話：06-6944-9273 受付時間：平日の9時30分から17時30分（電話の場合）

※お電話が繋がらない可能性があります。できるだけメールでお問合せください。